

健生食輸発1129第3号
令和6年11月29日

各検疫所長 殿

健康・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「令和6年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(インド産カシューナッツのクロルピリホス)

標記については、令和6年3月28日付け健生食輸発0328第2号(最終改正:令和6年11月27日付け健生食輸発1127第2号)(以下「モニタリング通知」という。)に基づき実施しているところである。

今般、インド産カシューナッツのクロルピリホスについて、検査命令を解除したことから、令和6年度輸入食品監視指導計画に基づき、モニタリング検査の頻度を30%として対応することとし、モニタリング通知を下記のとおり改正するので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしく願います。

記

別表第2への追加

・インド産カシューナッツ及びその加工品(簡易な加工に限る。)のクロルピリホス